

7. 公害苦情の状況

令和元年度から令和5年度までの当市の公害苦情件数の推移は表7－1のとおりです。

年 度	総 数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他
R1	84	36	15	0	7	0	0	9	17
R2	105	49	11	0	13	0	0	11	21
R3	75	27	11	0	6	0	0	2	29
R4	50	31	5	0	0	1	0	1	12
R5	19	10	2	0	1	0	0	6	0

表7－1 公害苦情件数の推移

単位：件

令和5年度の公害苦情における公害苦情件数の内訳をみると、大気汚染が全件数の52％を占めており、全て野焼きに関する苦情でした。また、騒音に関する苦情が1件、河川への濁水流出等による水質汚濁の苦情件数は2件、悪臭に関する苦情が6件と、全体としては以前よりは少ない件数でした。

過去5年間を通して、令和5年度は公害苦情総数が一番少ない結果となりました。特に野焼きが少なくなっており、野焼き禁止の広報の成果が出ているものと考えられます。

野焼きと不法投棄の現場写真

亀山市の苦情件数の結果から、野焼きと不法投棄が大部分を占めていることが分かります。廃棄物の野外焼却や、不法投棄は止めましょう。



廃棄物の野外焼却は原則禁止されています。
廃棄物は適切に処理するようにしましょう。



不法投棄は禁止されており、廃棄物を捨てるとうちやわらや水質等環境を汚染する可能性もあります。廃棄物を捨てるのはやめましょう。